

いきいき茨城ゆめ国体高萩市旅費支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、高萩市で開催するいきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会の従事者に対して支給する旅費について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第 2 条 この規程で定める旅費の支給対象となる者は、次のとおりとし、予算の範囲内で支給する。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員及び引率者
- (3) その他いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会会長（以下「会長」という。）が認めるもの。

(旅費の種類及び支給)

第 3 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（以下これらを「交通費」という。）、日当及び宿泊料とする。

- 2 交通費の支給は、市の取扱いに準じるものとする。ただし、計画輸送を利用した場合は支給しない。
- 3 日当及び宿泊料は、県の補助単位及び補助対象日数を上限とし、予算の範囲内で支給する。
- 4 競技補助員及び引率者には宿泊料を支給しない。また、中学生及び高校生には、日当を支給しない。ただし、宿泊料については、会長が認める場合は支給することができる。
- 5 旅費は、競技団体へ一括支給することができることとする。
- 6 旅費の支給事務は、競技団体へ委託することができることとする。

(その他)

第 4 条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。